

参考 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		深谷市 環境水道部 環境課 (048-577-6539)
国土利用計画法 (23)	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域外の区域：10,000㎡以上	届出	深谷市 都市整備部 都市計画課 (048-574-6654)
電気事業法	電気事業法に関して、県知事や市町村長に対する手続きは特にありません		経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する1,000kW以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。		埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 (048-830-8435)
環境影響評価法	次に該当する太陽光発電施設の設置系統接続段階の発電出力ベース（交流）が 40MW以上（第一種） 30MW以上40MW未満（第二種）	調査等	埼玉県 環境部 環境政策課 計画推進・環境影響評価担当 (048-830-3041)
埼玉県環境影響評価条例	施行区域の面積が20ha以上となるもの ※その他にも、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります	調査等	埼玉県 環境部 環境政策課 計画推進・環境影響評価担当 (048-830-3041)
土壤汚染対策法 (4)	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上（有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等の場合は900㎡以上） ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800)
埼玉県生活環境保全条例 (80)	3,000㎡以上の土地の改変	調査等	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (15)(19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800)
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 (6)	500㎡以上の土砂の敷地外排出	届出	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800)
同上 (16)	土砂を堆積する部分の面積が3,000㎡以上 ※土砂が不適切に堆積されている場所については、原状が回復されない限り設置は認められませんので注意してください。	許可	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800)
深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例	土砂を堆積する部分の面積が500㎡以上3,000㎡未満	許可	深谷市 環境水道部 環境課 (048-577-6539)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (29)	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	埼玉県 環境部みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	大臣許可	環境省 関東地方環境事務所 野生生物課
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例 (12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	届出	埼玉県 環境部みどり自然課 野生生物担当 (048-83-3154)
埼玉県オオタカ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径400メートル以内 ・営巣地から半径1500メートル以内	配慮の実施	埼玉県 環境部環境科学国際センター 生物多様性保全担当 (0480-73-8361)
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 (10)	ふるさと緑の景観地の区域内で次の行為を行う場合 ・一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更 ・鉱物の掘採、土石の採取等	届出	埼玉県北部環境管理事務所 (048-523-2800) ※届出窓口は深谷市 都市整備部 公園緑地課
農地法 (4)	農地を農地以外のものにする行為（農地の転用）	許可（市街化区域の場合は届出）	深谷市農業委員会 (048-577-3439)
同上 (5)	農地を農地以外のものにし採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・賃借権・永小作権・質権・貸借権等の設定や移転	許可（市街化区域の場合は届出）	深谷市農業委員会 (048-577-3439)
農業振興地域の整備に関する法律 (13)	市農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農用地区域からの除外）	計画変更	深谷市 産業振興部 農業振興課 (048-577-3298)
森林法 (10の2)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）で0.5haを超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更	許可	埼玉県寄居林業事務所 (048-581-0123)
同上 (10の7の2)	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること	届出	深谷市 産業振興部 農業振興課 (048-577-3298)
同上 (10の8)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）における立木の伐採	届出	深谷市 産業振興部 農業振興課 (048-577-3298)
同上 (27)	保安林の森林以外の用途への転用（保安林の指定の解除）	指定の解除	埼玉県寄居林業事務所 (048-581-0123)
同上 (34)	保安林内における次の行為 ・立竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・落枝の採取 ・土石・樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更	許可	埼玉県寄居林業事務所 (048-581-0123)

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
道路法 (32)	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為（道路の占用） ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの（政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象）	許可	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所熊谷国道出張所（048-532-3680） 埼玉県熊谷県土整備事務所 （048-533-8778） 深谷市 都市整備部 道路管理課 （048-574-6651）
河川法 (23～27)	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用 ・河川の砂やヨシなどの採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所熊谷出張所（048-522-0612） 利根川上流河川事務所八斗島出張所（0270-32-0168） 埼玉県熊谷県土整備事務所 （048-533-8778）
河川法 (55)	河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築	許可	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所熊谷出張所（048-522-0612） 利根川上流河川事務所八斗島出張所（0270-32-0168） 埼玉県熊谷県土整備事務所 （048-533-8778）
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 (3)	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為	許可	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 （048-830-5120）
同上 (12)	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為	許可	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 （048-830-5120）
砂防法 (4)	砂防指定地内における次の行為 ・工作物の新築・改築・除去 ・砂防設備の占有 ・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 ・滑り下し・地引による物件の運搬 ・開墾その他による土地の原状変更	許可	埼玉県熊谷県土整備事務所 （048-533-8778）
埼玉県砂防指定地管理条例 (3)	砂防指定地内における次の行為 ・のり切・切土・掘削・盛土等による土地の形状の変更 ・土石の類の採取、鉱物の採掘 ・工作物の新築・改築・増築・移転・除却 ・立木竹の伐採・樹根の採掘 ・木竹の滑下・地引による搬出	許可	埼玉県熊谷県土整備事務所 （048-533-8778）
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (10)	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設（特定開発行為）	許可	埼玉県熊谷県土整備事務所 （048-533-8778）

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
建設工事に係る 資材の再資源化 等に関する法律 (10、11)	<p>特定建設資材※を使用した建築物等の解体工事等 や、特定建設資材を使用する新築工事等（以下に 該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計 が80㎡以上に限る）の解体工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計 が500㎡以上に限る）の新築・増築工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替 等工事（請負金額が1億円以上のもの） ・建築物以外の工作物（太陽光パネル等）の解 体、新築、土木工事等（請負金額が500万円以上 のもの） <p>※特定建設資材（4品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート ・コンクリートと鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルトコンクリート 	<p>民間工事 の場合は 届出</p> <p>公共工事 の場合は 通知</p>	<p>埼玉県熊谷建築安全センター (048-533-8776)</p> <p>深谷市 都市整備部 建築住宅 課 (048-574-6655)</p> <p>※内容によって窓口が異なり ます。</p>
都市計画法 (29、43)	<p>次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工 作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形 質の変更）や建築行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き区域内での3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為 ・市街化調整区域内での建築行為 	許可	深谷市 都市整備部 都市計画 課 (048-574-6654)
建築基準法 (6)	<p>建築物を建築しようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備につい ては、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的 用途に供する場合は建築物に該当します。</p>	確認	<p>埼玉県熊谷建築安全センター (048-533-8776)</p> <p>深谷市 都市整備部 建築住宅 課 (048-574-6655)</p> <p>※内容によって窓口が異なり ます</p>
文化財保護法 (93)	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内におけ る建築・土木工事等	届出	深谷市 教育部 文化振興課 (048-577-4501)
同上 (96)	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により 遺跡を発見	届出	深谷市 教育部 文化振興課 (048-577-4501)
同上 (43、81、 125)	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別 史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の 現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可又は 届出	深谷市 教育部 文化振興課 (048-577-4501)
埼玉県文化財保 護条例 (14、28、35、 39)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指 定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、 又はその保存に影響を及ぼす行為	許可又は 届出	深谷市 教育部 文化振興課 (048-577-4501)
火災予防条例	建物から3m以上の離隔	届出	深谷市 消防本部 予防課 (048-571-0913)